

66059 Sa 7692 S

YEAR BOOK OF FISHERIES

1955

水産年鑑

昭和30年版

国立国会
31.1.19

水産研究会編
水産週報社版

385051

最も有利・安全・確実な農林債券



農林中央金庫

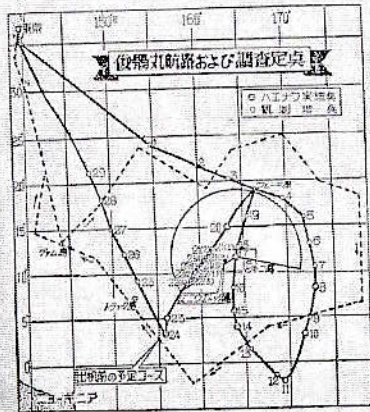
理事長 湯河元威

副理事長 江沢省三

本所
支所

東京 都千代田区丸の内二ノ三
電話和田倉(20)一三七一一・一三七九・一三八一・一三八四
札幌市・青森市・盛岡市・仙台市・秋田市・山形市・福島市
水戸市・宇都宮市・前橋市・新潟市・金沢市・長野市・静岡
市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・和歌山市・松江市
岡山市・広島市・山口縣吉敷郡小郡町・高松市・松山市・高
知市・福岡市・長崎市・熊本市・大分市・宮崎市・鹿児島市

放射能の海へ



太田が後橋丸航路

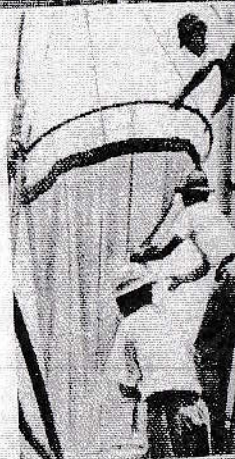
ビニール服に身を固めて微生物を検査する



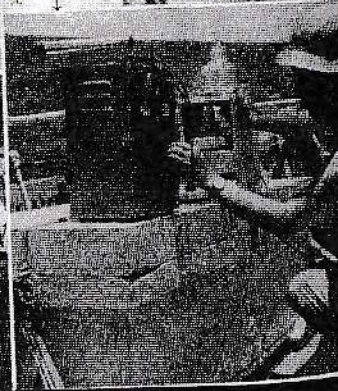
五十日の調査を終えビギニ
 海域から帰港した後橋丸
 (29.7.4)



→ プランクトンの採取



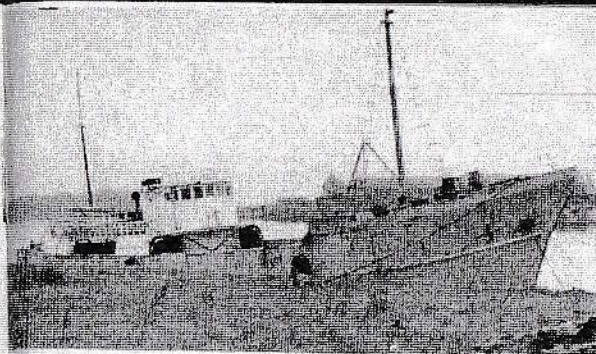
(左下) 大気汚染を測定する
 ↓
 大気汚染を測定する



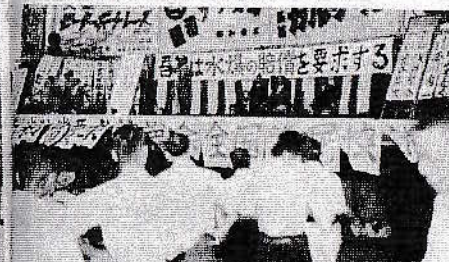
ビキニの 灰の洗礼

東京水産場に到着した第五福竜丸

照射される放射能マクロ

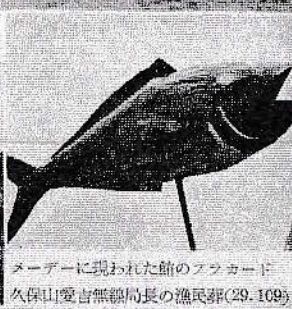
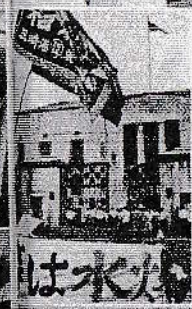


新橋駅前で気勢を上げる

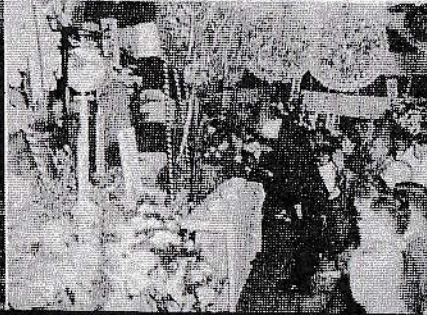


各地に上る水爆反対の声

トラック上から水爆反対を叫ぶ



メーデーに現われた館のプラカード
 久保山愛吉無頼局長の漁民群(29.109)



— 34 —

— 35 —

法案で大波乱連記録を破る二十六日私曉修
正可決▽経済審議院三月一四二〇
日までの週間卸売物価指数半年来の最低
を示す、原予マシロで鮮魚三割下落▽米
對外活動本部はMSA協定にもとづく米
國余剩農産物購入資金として五千ワドル
を正式に日本に割当した
二六 大蔵省、二八年度國庫爲民間收支見通
（一、〇八一億円の増額）を國會に提出▽
教育二法案（義務教育諸学校における教
育の政治的中立確保に関する法案、教育
公務員特例法の一部を改正する法律案）
衆議院で可決（賛成二五六反対一三
七）▽通産省、棉花輸入外貨、輸出商社へ
實額の二〇%割当を決定▽愛知通産相、
電氣の値上り分限めずと記者会見で言明
東西貿易に関する米英仏三國のロンドン
會議協定を▽吉田、諸方會議で保守合同
の方針を▽二八年度三次補正予算成立
外航船舶運送總資利子補給契約款とま
まる（限度額二六億円）▽ア大統領、通
商政務を發表、対日特別立法を考慮▽ス
タッセン米對外活動本部長官と英政府
責任者はロンドン會議で安全保障上の要
請と矛盾しない範圍内で對ソ貿易を拡大
することに意見一致、共同コミュニケを

ザル部島附近で再度水爆実験を行う▽中朝艦艇及び水雷艇を禁止する
區域の指定の一部改正告示（農告一五六号）▽中朝艦艇及び水雷艇を
禁止する區域の指定の特例告示（農告一五七号）
二七 ブリストル灣カニ漁船東歸允許可する▽冷蔵組合、罐詰輸出組合等加
工水産物輸出関係団体、加工水産物輸出振興法案に關し懇談會▽農林漁
業金融公庫、漁船建造関係補正融資七億八、二四〇万円の貸付対象組選
定▽國際捕鯨委員會科學小委員會へ出席の大村謙三氏、長崎國山陰漁場のま
き、漁業調整要綱決定、夜間操業禁止解除、入漁船数三〇隻を許可▽李
クイン出漁漁船の巡視船の武裝なる
二九 水産庁、西部日本海区域指定中朝漁業調整要綱を關係府県へ通達▽水
産庁、母船式サケ・マス出漁上の注意を船主に通達▽第五捕鯨丸事件打
合會第二回會合で（一）第五捕鯨丸の買上、對米補償要求（二）マシロの輸出檢
査第五捕鯨丸の管理の二小委員會を設けた▽東部水産冷凍工場竣工▽
水産資源保護法に基き保護水面の区域及び同水面の管理者を定める件告
示（農告一六八号）
三〇 水産庁▽漁網の規格整理の改正について「地方庁へ通達」▽愛知通産相は
記者会見で石油に國際供給不足物資等供給調整臨時措置法を適用する
かも知れないと語る、農務、▽冷房用の重油一〇月から石油に切替▽大
水、第五回通商總會▽食生活改善協會主催で食生活改善展示會開催
（三）四月四日、日韓本三越、二七）四月一日、大政三越）▽大洋漁
業二八年度定期總會▽日本開發銀行の農林漁業金融公庫に対する貸付金
の利率に関する政令公布（政令四一七号）
三二 ビヤニ周辺の立入禁止區域拡大に關し外務省は米大使館に口上書を以つ
て感謝の意を陳明等五項目の希望を申入れた▽通産省で米國及びカナ
ダ向冷凍ビニ長輸出承認要領を決定、四月一日から実施、実檢料三割、
自由料七割▽水産庁、外務省、業者代表でマシロの漁期打合せ協

協表
三二 閣僚審議會、二九年度上期外貨予算主要
物資別内訳決定、總額二億六千万ワドル
▽衆議院會議MSA四協定を承認▽日加
通商協定調印する▽ストローク米原干力
委員長、水爆実験は成功を収めその威力
はいかなる都市をも破壊し得ると發表
衆議院會議、原干力の國際管理決案を
可決
四一 國際司法裁判所易稿公布（条約二号）
二 通商省上期（四一九月）外貨予算にもと
づく自動承認制（AAA制）の外國為替銀
行への輸入申請受付を六日から開始する
旨發表▽米英仏三國原、水爆その他兵器
の管理問題で國連軍縮委員會の招集を要
求し連直ちに諮請
五 參院衆議院、原爆禁止を決議▽農林省第
二八年度の農産經濟調査によれば零細
農収入の著減と指摘
七 米政府、九カ國に對し共産主義の侵略か
ら東亞アジアを守る防衛協定に参加を申
入れた
八 大蔵省、二八年度の貿易実績を發表（輸
出二億ワドル輸入二六億ワドル）▽經濟審
議院、二八年度の特需契約高（三億二、
一八二万四千ドル）をまとめた（前年度

四一 大水同僚委員會は原爆の損害補償、原爆実験等に対する態度推進のため
大水内に業界団体、関係業者、學者をもつて構成する特別委員會を設け
ることに決定、更に公海安全操業に關し英文パンフレットを作成来る二
六日からジョネーグで開催される極東平和會議出席の二〇數カ國代表に
配付することを決定▽海上保安庁で漁業関係諸団体宛にニューギニア、
ソロモン海方面への出漁船の緊急避難について通過▽漁船の操業を制限
又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた告示の一部改正告示
（總理府告四二二号）
二 農地中央市場買出入、水爆被害対策準備會の市場大會で水爆実験禁止な
ど三項目決議
三 東京都、原爆被災魚類事件に關し市場関係損害調査要領を發表
四 政府は關係省會議において第五捕鯨丸の對米補償を近く駐日米大使館に
正式要求することに態度決定▽まき、捕鯨業取締規則の一部改正公布（農
省令二二二号）▽指定中型まき網漁業の禁止區域を定める件の一部改正告
示（農告二二二号）▽指定中型まき網漁業につき禁止すべき漁具又は漁
法及び禁止する期間又は海域を定める件の一部改正告示（農告二二三号）
五 水産庁、通産省と共同で狩野川の濁水問題について現地調査▽大水原爆
対策特別委員會は第二回會合を開き損害調査要領等を協議、委員は流通
消費加工等代表二三名▽大洋冷凍、ダマ母船サイバニ九号進入港（漁獲

- の二割減)
- 一〇 政府内閣で、大野駐比公使が提議したフィリピン側の賠償案総額四億ドルを承諾することに決定。衆議院本会議、大蔵法相不信任案を否決
 - 一一 紡績協会発表によれば、二八年度の純粗糸生産量は二二〇万六、五三九箱と、戦後最高の生産額である
 - 一二 保守新党結成に関する目、改進黨長第一回会談行わる。通産省MSA小友大佐に輸入外貨四、二〇〇ドルの資金割当を發表。日銀、大蔵省二八年度中の外国為替收支状況を発表(赤字三億一、三〇〇万ドル)
 - 一四 日比賠償協定調印の全権首席として村田省藏氏を任命。二九年度資金運用部資金一、五八一億円の運用計画決定。開港銀行発表、二八年度の開港貸付承諾額九一億円
 - 一五 対比賠償交渉全權出席。ガルシア・フィリピン副大統領と大野公使は賠償に関する予備協定を共同コミュニケに署名
 - 一六 アジア協会発足。京都府知事堀川虎三氏再選
 - 一七 日比賠償交渉第一回公式会談開始
 - 一九 大蔵法相の閣内閣を解散、小坂首相内閣

- 七 大水、国務委員会、訪ソ協議事項四項目を決定。米政府原子力委員長、太平洋の東部海域で六日第三回の水爆実験が行われた旨発表
- 八 大水、燃料特別委員会は関係官の出席を求め、具体的打合せを行う。第二次ブリストル海軍艦隊東進九船出港
- 一〇 米大使館、水爆実験に際し、日本側が提出した危険区域の一部解除等五項目の要求に対し、米側の回答を待たした(わが方の要求拒否)。八八石油会社の代表団は、イラン石油販売を再開するため新たに国際企業合資を設立することに意見一致
- 一一 水産庁、霞ヶ関二ノ一合同庁舎へ移転(二二一四日)。第五補選九事件前後措置に関する関係各省官の打合会を衆議院内で開催し、ビキニハ調査船派遣を決定。第四回水産調査員連盟総会は同連盟の存続を決定。ビキニハ二被爆による魚類の売行不振に、関係農産物で水産物小売団体連合会開催。捕鯨母船日新丸横濱貿易船、総捕獲頭数一〇八五頭、全船団中の第四位。中型まき網漁業を許可することが、できる船舶の報道府別別の実績の最高限度を定める件告示(農告二七号)
- 一二 大水、水爆被災の真相究明の懇談会開催。▽東海経済調査研究協議会は、臨床、環境衛生、食品の三小委員会の運営を決め、同事務員関係の発表は、今後協議会が行うこととし、重大の発表は中止。▽全漁連役員会で、聯合長に堀田虎猪氏決る。▽日本冷凍機製造協会、中央区日本橋通二ノ四へ移転。▽以東、東海経済調査研究協議会、捕鯨母船日新丸大船橋港、総捕獲頭数九三八頭。▽比島、ロドリゴ漁業会社社長来日
- 一五 李大統領、日本人漁夫三名の釈放を命ず
- 一六 第一回青森県議会(於農林中金)▽全国カツオ・マグロ漁連連合会で、マダロ試食会
- 一七 水産界、訪ソ代表に平塚氏決定

- 警を担当。外務、大蔵、通産、文部、厚生、経済の各庁及び日本学術会議、総務府、警察庁、農林省などの代表、経産省で今後の原子力の平和利用の方法について第一回打合会開催。内閣に「原子力平和利用審議会」を設置
- 二二 大蔵法相、檢察法第一四条の規定により佐藤検事総長に対し指揮権を発動。マダサイサイ比大統領上院議員と日本側の賠償提案について討議。基本的な防衛原則およびフィリピンの立場に関する方針につき意見一致
- 二二 大蔵法相兼任、法相に加藤嘉五郎氏就任。▽河津社会党、自由党内閣不信任案を提出。▽通産省社会政策委員会、日本のエカフエ(通産アジア経済委員会)に正式加盟を認む。▽ゲレロ・フィリピン外相代理は、村田首相金庫に対し資本財および債務により最低一〇億ドルの対日賠償要求するとの文書を手交した。▽村田主席全権は賠償問題に関する回答として「大野、ガルシア両代表の間で調印された賠償予備協定に、両国は義務を負うものである」とのフィリピン側に送った書簡を發表。内閣不信任案、衆議院本会議に上程され否決(反対二八賛成二〇八)

- 一八 東京青森県漁業所、霞ヶ関日本水産庁々会合議室へ移転
- 一九 豊林水産養殖用石油類の確保に関する措置について農林経済局長、水産庁長官連名で知事宛通達。▽水産庁で漁業協同組合育成対策協議会開催。サンマかん詰生産量は八〇万噸、実獲量五〇万噸、自由枠三〇万噸
- 二〇 水産庁発表、訪ソ代表として福永一臣氏を推薦。▽水産庁、水産、海軍、同業、漁業三者よりなる原料調査委員会において、ビキニ周辺海域への調査船として、後援を決定。▽水産庁、中型カツオ、マダロ漁業の許可方針の改正について地方庁、関係団体、関係組合に通達。▽水産調査所の実験実習場の名称及び位置を定める件告示(農告二四八号)
- 二二 水産庁調査取組船東光丸レボシヨン(於農地市場岸橋)▽内水面漁連第三回臨時總會
- 二三 北洋サケマス魚協定とある、紅二七〇円、白一七〇円、マス七五円、銀二〇〇円、マスノスケ一七〇円。▽全国水産物製造品協会の(於熱海)
- 二四 大水、ジェネラル極東平和会議に公海漁業の安全を要望。▽東京カツオ、マダロかん詰協組調査による二八年度マダロかん詰生産量は一九五五噸。▽水産庁、訪ソ代表に平塚、福永両氏を推薦。▽漁港管理者指定告示(農告二四九号)▽漁港指定告示(農告二五〇号)
- 二五 日本漁連総会
- 二六 輸出水産物振興法案、衆議院本議会で可決。▽日中、日ソ国交調整準備会主催の私大会において、訪ソ漁業代表として又六月上旬ストックホルムで開催の世界平和大会に日本代表二名の内一名は平塚氏推薦に決定
- 二七 安藤國勝相は、水産庁でビキニ被爆直接補償額として六千万円要求中と表明。▽参院水産委、水産業の現状を打開し貿易を伸張するため院議で、対ソ貿易促進を決議。▽東支那部で中共船舶に日本漁船二隻が捕獲され、

- 二五 私鐵總連加入九五社中、關東 關西大手
一〇社を含む全國五五組合は二四時間一
часト決行フ、ソビエツ政府、記者團に
二六日開催予定の賠償會議取止めを發
表、ゲレハ外相代理、村田全權へ電書を
送り會議無期延期を通告
ジュネーブ會議開會一九九國代表參加日
國聯連盟本部にて
二七 フォリピン大統領對日賠償調査團の派遣
に關し聲明を發表
二八 參院本會議、MSA四協定承認
二九 私鐵第二波ト決行、參加五二社ノ日本
全權團、日比賠償交渉打切を聲明
三〇 比國賠償調査團來日
五一 日比賠償協定全權團掃國VMSA四協定
發効、外務省正式發表フ、第二回アジア戰
後大회는 マニラのリサール戰後援會ノ開會
日本、バキスタン貿易協定二カ月延長
(六月末まで)
二六 衆院本會議、五月八日に終る會期を五月
二二日まで二週間延長を議決
二七 衆院本會議、防衛二法案可決Vインドシ
ナ戰爭、ディエンビナムフ陥落
二八 韓國、第六五期石丸、第一一九期石丸衆
議員、二七名釈放Vジュネーブ會議Vインド
シナ問題討議開始

- 二八 一五隻が瀬路射撃された
- 水産庁では、ビキニ周辺海域の海況気象、プランクトン等の科学的調査所
要経費として三千万円を大蔵省に要求▽漁船の操業を制限又は禁止する
区域及び群開並びにその条件を定めた告示の、一部改正告示（総理府告四
四二号）
- 二九 金漁連總會
- 三〇 水産庁、漁船拿捕事件統計表を発表、拿捕船數六、一六隻、六、五九三
隻、内船隻三一隻、六、〇〇四名▽水産庁小形調査許可船七三隻の附
別別一覽表を発表▽水産庁、漁業振興促進について知事及関係官先機關
宛通達▽バタゴニア開發漁業協同組合設立、組合長に松岡鉄雄氏就任
- 五一 水産庁、五カ年計画で実施する沿岸、沖合漁業の他漁業への振興促進要
領を発表、二九年度において豊林漁業金庫公庫から一五億円を融資
北海道漁業公社臨時總會で栗林徳一氏が社長に就任
大津漁業大津丸は第一七次船舶式マダロ漁業に芝浦出港
第三次北洋サケ・マス出漁五船団（日本宮島丸、共濟第二共同丸、日魯
漁業丸、明間丸、大津赤仁丸）
- 二 水産庁は水産直販取扱額六、九三八万円を計上外務省に提出▽京院水産
委、漁業法及び組合法改正に関する小委員会設置可決▽中郡太平洋サシ
ン漁業協議会（於金漁連會議室）
- 三 第三次北洋船隊、イカル丸船団横浜出港
- 七 豊林省、二八年度海産漁業通商発表▽日本食珠貝採取船団の操業に關
する日豪間の合意成立発表さる

- | | |
|----|---|
| 一〇 | 九日から一〇日にかけ北海道地方に暴風雨、普雷懸額三五億圓以上 |
| 一一 | ガリオア、エロアなど戦後の対日援助の処理に關する日米交渉が始まる▽大蔵省、關税通貨基金による二八年度の關稅收支を作成(赤字一億九千万ドル) |
| 一二 | 衆院本會議、秘密保護法案を可決▽通商省、中共向二三品目の禁輸解除を發表(總解除品目二二〇品目となる) |
| 一三 | 日米經貿實字協定調印する▽南方定點觀測へ「あつみ」出港▽參院本會議、教育二法案を繰風會修正案通過可決▽インドネシア民間通關使節訪問 |
| 一四 | 衆院本會議、警務法案を三党修正通過可決 |
| 一五 | エフエフの第二回水資源會議、神田如水會館で開く▽各國代表約百名が参加(一七 |
| 一六 | 日二日)▽對國連軍協定、參院本會議で承認▽法官會議、六月四日(二日)でジュネグで開催の第三回ILO總會日本側代表團中山伊知郎他二代表内定 |
| 一七 | 參院、日米經貿實字協定承認 |
| 一八 | 國會の会期を五月三日まで九日附再延會決 |
| 一九 | 長可決▽韓國總選舉、自由黨圧勝 |
| 二〇 | 「學生の埔里投票」衆院本會議で可決 |
| 二一 | 參院本會議、秘密保護法案を修正可決 |
| 二二 | 保安庁、二九年度物資調遣計畫定額三 |

- 九 北洋サケマス第三春日九遺鯊
対米輸出マダロ放射取扱査査切取りマ北洋捕鯊鯊丸船運積貨出港マ北
海道地方に前日から魯風集、道庁調査の一四日現在漁船被害、動力船一
九六隻、無動力船一五九隻マ全国東浜試験局長連絡会議(〇一二日)
▽市警機船底及び網漁業を禁止する区域の指定の臨時條例を定める件告
示(農告二七三号)
- 二 水産庁でビギニ水嶽による流通被害を協議マ北洋サケ・マス出漁の北
海道公社鯊鯊丸、大洋船底セイバン丸の二船同順船出港マ北緯四七度以
南サケマス流網漁業、九〇隻を許可
- 二 水産庁「漁船のメダカの管轄下にある地域を除く外国の領海への緊急入域
の許可申請手續要領」を関係地方庁及び各所へ通達マ冷凍食品輸出組合
第二回總會、役員重任
- 一三 米政府、太平洋で行うべき本年度の水産試験は完了し、禁止区域内の航
行は空海とも回復と發表マジョネーグ國際赤十字會議から帰國した樺本
博士衆代表に會議の報告を行った
- 一四 參院水産委、水産中心の日ソ貿易促進を決議マ水産庁、旋回許可方針針
正点を關係地方庁へ通達マ北太平洋國際漁業委、米、加代表入京マ採取
を禁止する白鯨貝等の種類及び大きさ告示(農告三〇五号)マ白鯨貝等
採取取締規則に基き期間及びその期間内に採取することがでる白鯨
貝等の總数を定める件告示(農告三〇六号)
- 一五 日米一周辺水域調査船後龍丸ヲ浦出港マ瀬戸内海開港協議會設立さる
アツラ海軍員採取船同、和歌山県串本港を出港、母船あかつき丸、
二七隻マ道庁水産部訓、一〇日の暴風雨による被害、四漁二七五隻、傷
港二一五隻、行方不明四六隻、沈没八隻、流失五隻、船体放棄一隻
- 一六 北太平洋漁業國際委員會の生物學および調査小委員會(一七一二二
日)、農林省會議室で開催、日本代表鈴木九平、藤永元作、大戸元長ア

- 八一 参院、国会の会期を三日間延長可決
- 二八 通商省、中共同業輸解品目として原素など三〇品目を発表
- 二九 参院本会議、艦艇貸与協定承認を参院で修正の上衆院に回付された教育二法案と防衛検査保護法案は衆院本会議に上程いづれも参院修正に同意して成立
- 三〇 参院、六月一日から三日間会期延長を可決
- 三一 衆院、国会の会期を三日間延長可決

- 一八 メリカ側代表四名、カナダ側代表二名、水産庁、北洋タナ採集許可方針要綱を北海道知事及関係出先機関に通過
- 一九 平塚常次郎氏、ベルリン世界平和評議会に出席のため渡欧
- 二〇 北洋タナ、マス捕獲制限二〇噸の換算及び母船位置五〇噸を三〇噸に短縮案を当局に陳情
- 二一 全国漁業協同組合連合会、第五回総会
- 二二 国府、日本漁船の台湾海峡操業に制限を派遣
- 二三 真珠貝採取に関する日露間暫定取極署名を了し即日発効
- 二四 常務、原爆被害対策を協議
- 二五 全国本漁主務部議長会
- 二六 水産庁、日米加三国漁業委員会
- 二七 金漁連、通商省、常務理事に佐藤一郎氏増員

- 二八 社代表及び組合代表は水産庁長官に漁区救済軍を陳情
- 二九 水産庁「漁網の規格整理の改正について」の一部改正を地方庁へ通達
- 三〇 全国漁業協同組合連合会、第五回総会
- 三一 水産庁、日米加三国漁業委員会
- 三二 金漁連、通商省、常務理事に佐藤一郎氏増員
- 三三 水産庁、日米加三国漁業委員会
- 三四 水産庁、日米加三国漁業委員会
- 三五 水産庁、日米加三国漁業委員会
- 三六 水産庁、日米加三国漁業委員会
- 三七 水産庁、日米加三国漁業委員会

- 六・二 第三七回国府労働関係協議会
- 三 防衛庁設置法、自衛隊法の三法案参院本会議で可決成立
- 一九 国会会期二日間延長
- 二〇 国会会期延長の議決をめぐって空前的な混乱、警官二〇〇名名出動

- 六・一 農林漁業金融公庫、二九年漁船建造第一次対象を決定
- 二 東海及び南海方面における船舶関係の取組方針について海上保安庁長

- 四 両派社会党は会期延長無効論で通過す方針を確立し今後議決に不参照の共同声明を発表した
- 五 国会々期五日から一五日まで延長▽吉田首相は六日出発予定の外遊をとりやめ無期延期となる
- 七 参院、議院議程により本会議が開かれ警察法案可決▽日加通商協定発効
- 八 国会政治のため、五党会談開かる▽国際労働機構(ILO)の第三七回総会で日本府代表中田伊知郎教授は本協の恐怖訴う▽警察法公布(法一六二号)
- 九 日米相互援助協定等に伴う通商保護法公布(法一六六号)
- 一 六月三日からワシントンで開かれていた東南アジアに関する五カ国軍事会議終るフランスのラニエル内閣はインドシナ政策に対し国民議会の信任投票に敗れ総辭職
- 二 乱闘国会を致給する六派会談妥結
- 三 第一九国会閉幕、議事終了後全員協議会を開き国会自派の五党共同声明を決議、臨時国会召集を約す▽ジュネーヴ会議、国連側の二六カ国は朝鮮問題を打開国連へ付託せよと声明
- 四 建設相、戸根九一郎辞任小沢佐重賢就任

- 一 官、水産庁長官連名で地方庁及び各所へ通達▽大平漁業マダロ母船第三大洋元芝へ入港、計画六〇万貫を突破し六六万貫を生産▽日本カッポ・マダロ漁船、三月一六日から五月三一日までの原船検査額一七億一、二五三万円の資料を太平洋漁業対策本部に提出▽輸出水産物の振興に関する法律公布(法一五四号)▽福虎龍納税取銷取銷法の二部改正公布(法一五五号)▽農林水産省施設費旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部改正公布(政令一三三号)
- 二 参院水産委員長、藤崎隆二氏辞任、小林幸平氏(左社)就任▽水産庁「漁船保険に付すべき漁船の対象となる漁船について」地方庁及び漁船保険組合へ通達▽四日渡米する吉田首相に水産業界では(1)日韓漁業の原水爆(2)ラッポ・マダロ開港問題に対する米國側の善処方を要請するための認識方を依頼
- 三 東北四県の南千島沖中選取漁業許可方針決定
- 四 水産庁調査の本年一月から五月末現在までの全国水産関係吏首報告額二億千余万圓▽政府アフラ海軍球具採取の日本漁船に禁止事項通告▽農林水産省施設費旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令附則第五項の区域(第六次分)告示(農告三八八号)
- 五 ビキニ漁業漁業者に対する応急措置として一部内装の形で二、二〇万円支出を閣議決定▽占領中の政令第三〇六号違反のことで許可取消処分を受けた以西底電漁船三七隻並びに同政令のため余額なく廃棄した三一隻、計五八隻をカッポ・マダロ漁業への転換認可を決定▽アフラ海出漁船同業開港マダロ・マダロ漁業への転換認可を決定▽アフラ海出漁船同業開港マダロ・マダロ漁業への転換認可を決定▽アフラ海出漁船同業開港マダロ・マダロ漁業への転換認可を決定
- 六 貴州軍補助の暫定措置に関する法律施行規則の一部改正公布(農省令三三三号)
- 七 厚生省では放射能汚染などの恒久的対策を具体化するため各省原燃料採取認可会を設けた▽昭和二十九年五月の北海道東部海産物検査員による検査費の

- 一 米価審議会の新委員二五氏に決る▽カナダ、対日通商関係にガットの規定を適用することを要請
- 二 全国知事会議開く(一七一一八日)▽第一六回全国市長会議開く
- 三 グアラマラの三カ所で重大な騒動起る陸海軍から反共革命軍が攻撃▽農林省、六月一日現在における今年度支費およびたねの作付面積ならびに予想收穫高を発表
- 四 法務相に小原直氏就任、加藤謙五郎氏は國務相専任▽労働基準法に付属する諸規則の改正省令公布、七月一日から実施(九時間労働時間拡大)▽マシネス・フランス組完了
- 五 通産省「日本貿易の現状」と題する第六次「通商白書」を發表
- 六 ロンドンで開会中、だった米、英、仏、ソ、カナダ五カ国通商軍縮小委員会は失敗の中に閉会した
- 七 米下院外交委、五年度対外援助費可決総額三億四千二百万ドル、極東向けMSA援助は五億八、三六〇万ドル、同じく防衛支費は九、六四三万ドル▽インドシナ問題討議のためのマシネス・フランス仏首相と周恩来中共首相のベルリン会談

- 一 復旧資金の繰入に関する特別措置法公布(法一六八号)
- 二 カムチャツカ沿岸タラ通四隻許可▽サンマかん語販賣会社設立▽補助金等の臨時特例等に関する法律施行令公布(政令一三四号)
- 三 明晴丸船同利早九批准
- 四 後継丸ビキニ本補に入る▽平塚常太郎氏入ッせず帰国▽韓国海客輸入問題につき全海客協組連、貿易公社、海客問題代表の三者諸協関係調整協議会設立に關し協議をとげた▽安達船輪組合事務派米
- 五 水産庁、日本漁船の米國の管轄下にある太平洋諸島への緊急入城の許可申請手續について地方庁へ通達
- 六 参院外務委員会、竹島島嶼事件の真相を調査(一五二二二日)▽平塚常太郎氏大水役員会に入ッしなかつた事情を報告▽中共から抑留漁夫六九名博多へ帰る
- 七 農林省官房に「海外情報連絡官會議」を設置▽日本、北洋水産に北洋ハロール試験漁業許可可さる
- 八 水産庁、北洋サケマス特別調査船一隻追加出漁せしむることに決定、日替、大津三、日本二、北都通公社二、大津冷母一、極洋函館公社二、全漁連、水産庁官房と今後の水産施策に対する水産庁の基本方針
- 九 明年度予算問題を中心に協議▽FAO水産部長フイン博士来日
- 一〇 水産庁、二九年度漁業用石油類の油種別、府県、町、漁業種別別需要量を算計▽一月二九日小笠原群島四方海域で消息を絶つた監視船第二黒潮丸の捜索を打ち切り通達と断定▽根室地方平和推進経済復興同盟会長富樫氏にストックホルムの世界平和大集會に出席のため出席
- 一一 奄美群島復興特別措置法公布(法一八九号)
- 一二 國際北太平洋漁業委員会は今般二月ワシントンで開かれた第一回會議に關する報告書を発表
- 一三 秋刀魚船協組總會、検査問題を審議▽日本カッポ・マダロ協会は三崎の

- 二四 米英同盟者会談始る、於ワシントンワ周官相、ネール首相と会談インドシナ問題および極東問題について協議、於ニューデリー
- 二六 米上院商務委員会は余剰農産物処理法案を修正し余剰農産物の売却を一〇億ドルから七億ドルに削減
- 二八 防衛庁長官に木村保安庁長官、公安委員長たる岡田大臣に小坂芳相決定▽政府、一九二九年度の買入米穀価格決定（小麦一俵一〇六八円）▽米英会談で「EDC」支持の海陸軍インシデント休戦の成否に對処して東南ア防衛計画を推進する」と声明
- 二九 一九二九年度実行予算一九九億円削減閣議決定▽ダブアマラの職制終る、阿軍司令官が金月停戦交渉を開始▽米英会談の最終コミュニケ發表▽米原子力委員会、オツペンハイマー博士の公職追放を決定
- 三〇 大蔵省がオツペンハイマー博士の公職追放に關し七月一日から実施を發表（裁定相場三六七円九角）▽西日本に豪雨襲来▽ソ連六月二七日から工業用原子力発電が開始されたと發表

- 二五 漁業者代表とともに國幣外相を訪ね、五月末までのドイツ水揚げ額約一七億円の損害賠償を支払うよう米國に申入れ方を要望した
- 二八 水産庁、現行一七〇海区を二三海区に縮小することを決定新聞路表を行つた▽水産庁、ビキニ開港被害に對する國庫融資總額一億二千万円、内補給川七、五〇〇万円、静岡四、五〇〇万円を決定▽水産庁北海道サケマスふ化場本場庁舎復旧工事完成し該工式挙行▽韓國海警船船務協議会創立總會、會長に渡辺榮一氏決定
- 二九 漁港指定告示（農林部五二二号）▽漁港指定者指定告示（農林部四二二号）
- 三〇 一九二九年度水産関係実行予算三億四千九百九十九萬九千九百九十九圓、行政費五％、公費事業一〇％▽水産研究会第八回評議員会▽北海道漁業會長に安藤孝俊氏就任▽サケ・マス統制漁船三隻九ノ連領で遭難、大水では日赤を通じて救助をソ連に要請▽日中漁業聯合會幹事會において来る九月一〇日から一日まで三日間大阪市で開催される日中友好協會第四回全國大會への出席者として山崎、田口両氏を決定すると共に提案事項として七項目を決定▽五月九日米日したセイロン開港船隻衝突合意を長グレンセント・フェルナンド氏は本格的に水産事情振興を開始
- 三〇 水産庁、漁業法改正に關する基本的態度及び改正準備の進め方等につき方針を明かにす▽水産庁、中近海漁業の取替方針の一部改正を決定▽農林漁業金融公庫一九二九年度第一・四半期及び特別法に基く六月分融資總額三億九千九百九十九圓▽農林漁業組合連合會整備促進法の一部改正公布（法一九九号）

水産関係法令 一覽（自一九二八年四月 至一九二九年六月）

- 一 漁業
- 二八・四・三〇 告二九五 中型機船底曳網漁業を禁止する区域及び期間の指定に關する臨時條例
- 二五・二三 告三四九 漁業調整費交付規程の一部改正・告二五一 共同漁業免許
- 五・二六 告三五六 中型機船底曳網漁業を禁止する区域及び期間の指定の改正
- 六・一一 告三八九 区劃漁業の漁場の位置及び区域
- 六・三〇 令三二 トロール漁業取締規則
- 七・一六 告五八 以西機船底曳網漁業及び連洋かつお・まぐろ漁業の許可等についで漁業法の臨時條例に關する法律
- 七・一六 令二三 さんま漁業取締規則の一部改正
- 七・一八 告示二四二 漁船の操業を制限
- 二五 漁業者代表とともに國幣外相を訪ね、五月末までのドイツ水揚げ額約一七億円の損害賠償を支払うよう米國に申入れ方を要望した
- 二八 水産庁、現行一七〇海区を二三海区に縮小することを決定新聞路表を行つた▽水産庁、ビキニ開港被害に對する國庫融資總額一億二千万円、内補給川七、五〇〇万円、静岡四、五〇〇万円を決定▽水産庁北海道サケマスふ化場本場庁舎復旧工事完成し該工式挙行▽韓國海警船船務協議会創立總會、會長に渡辺榮一氏決定
- 二九 漁港指定告示（農林部五二二号）▽漁港指定者指定告示（農林部四二二号）
- 三〇 一九二九年度水産関係実行予算三億四千九百九十九萬九千九百九十九圓、行政費五％、公費事業一〇％▽水産研究会第八回評議員会▽北海道漁業會長に安藤孝俊氏就任▽サケ・マス統制漁船三隻九ノ連領で遭難、大水では日赤を通じて救助をソ連に要請▽日中漁業聯合會幹事會において来る九月一〇日から一日まで三日間大阪市で開催される日中友好協會第四回全國大會への出席者として山崎、田口両氏を決定すると共に提案事項として七項目を決定▽五月九日米日したセイロン開港船隻衝突合意を長グレンセント・フェルナンド氏は本格的に水産事情振興を開始
- 三〇 水産庁、漁業法改正に關する基本的態度及び改正準備の進め方等につき方針を明かにす▽水産庁、中近海漁業の取替方針の一部改正を決定▽農林漁業金融公庫一九二九年度第一・四半期及び特別法に基く六月分融資總額三億九千九百九十九圓▽農林漁業組合連合會整備促進法の一部改正公布（法一九九号）
- 九・二二 令五四 以西機船底曳網漁業及び連洋かつお・まぐろ漁業の許可等についで漁業法臨時條例に關する法律施行規則
- 一〇・五 告六八二 区劃漁業の免許の内容等となる事項、申請期間及び地元地区を定めた告示
- 一〇・八 告六九一 漁業法に基き海区の指定の件一部改正
- 一〇・三〇 外・農告一 國幣漁獲取締條約の附裁の修正規定が効力を生じた件
- 一一・五 告七五一 区劃漁業免許
- 一二・一九 告八六〇 指定中型まき網漁業の禁止区域を定める件の一部改正
- 一二・二五 令七九 母船式漁業取締規則の一部改正（農林部）南水洋のひげ鯨の漁業期間に對する改正・告九〇〇 ざとう鯨をとることのできる期間・令七七 奄美群島における中型かつお・まぐろ漁業取締規則の適用の暫定措置に關する省令
- 一二・二八 令八一 さんま漁業取締規則の一部改正
- 二九・一・一三 告一一 海区の指定の一部改正
- 三・九 告一二九 二八年度において整理すべき小型機船底曳網漁業に使用する船舶の道府県別の隻数等変更

ト沖で暴走したため、四五〇ドル、四二〇ドルだったのが、それぞれ三〇ドルづつ値下げられることになった。然し冷凍物は、ともかく二九年の七月迄は、自由貿易の一・四万担の輸出を終り、東洋の六千担を残すのみという好調を保持することが出来たのに對し、かん詰の輸出の方は衰れをとめた。アメリカでは年々四〇〇万担のマグロかん詰が消費されるが、二七年二七〇万担の生産が二八年に四〇〇万担にのび、ストックが、二〇〇万担に増大した。このため、二九年六月の一ヶ月の入庫数は、東京マダロかん詰販売K・Kの数字によつて見ると、ホワイトミート、グレイミートの入庫数が四七・五万担、三四・四万担であるのに對し、売却数はそれぞれ五万担、九・五万担しかない。二八年同期の売却数は一一・一萬、七・〇万担であり、その下落よりは結構なものである。この傾向は、六月以後のアメリカのカットの豊漁によつて、ホワイトミートの不入庫は更に拍車をかけられた模様で、このため東京マダロかん詰販売K・Kはかん詰の価格を一割位下げ、又宣伝費に売上げの五分位を使うことになった。又同社の在庫六八万担のうち第一冷凍、三冷凍事に二〇万担を特売方式にして、引取つてもらふことにした。二六年の始めに油漬

かん詰等に高率の関税がつき、二七年には、生鮮冷凍品にも関税をつけようとする動きが関税委員会にあつたが、これは上院で阻止された。理由は、若し日本輸出物に全部関税を賦課すれば、日本の對差輸出が減少し、このため日本経済の破綻をまねき、果ては中國、ソ連に迫りやうる危険性がある。アメリカの外交政策上まづいから、関税は上げない方がそまじいというのである。然し、この表面的な理由の外にアメリカのかん詰製造業にとつては、日本のかん詰の輸出は、競争相手になるので、高率関税等を附して極力これを抑え原料はなるべく安く買取りとする、要求が偽っていることも見のがせない。故に、二七年から二八年にかけて、アメリカでカツナ・マダロが凶漁で、国内需要に追いつけない時は、問題が起らなかつたが、二九年になり豊漁になると共に、再び関税引上問題がアメリカの生産者側から起された。勿論アメリカの関税委員会や、上院の意見を左右するのはアメリカの生産者・漁業者ではなく、有力マダロかん詰製造業者であり、彼等の利益が生鮮冷凍品に關税がつくことに反するのである。これに對して現実に高率関税が附される可能性は少ないのである。

ノリ輸入問題 カツナ・マダロの輸出の外に二八、二九年にかけて、大きな問題になつたものに、韓國からのノリ輸入問題がある。これは二二年頃から、日本は年々韓國からノリを輸入しては、二九年度の輸入入について、生産側から輸入入は等細な生産者の利益を害し、又李・ラインにより日本漁船を拿捕追放している国から、輸入入とする必要はないとして、輸入反対論が出された。これに對し輸入者、關税は韓國ノリは低廉であるから國民にとつても利益であるし、又最近二二三年の不作、時に二八、二九年の不作のため少し位輸入しても、価格は下がらないと主張した。結局、現在の日韓關係のもとでは輸入阻止は韓國を刺激し同交上まづいことになるという理由によつて輸入が決定された。かくて二九年九月第一回日の一億枚が輸入され、直ちに次回の輸入が計画されているが、このノリの輸入は二八年から、殆んどある有力な一關社が、一〇〇万ドルの輸入許可を独占しておりこのため河野一郎代議士(日自派)から、造船廠で関中がさわれている時、「疑義がある」と政府が追死され、注目を引いた。輸出入の問題は、それに關係する業者ばかりでなく國家の利益という見地から公正に行われることが望ましいが、現実には國家的見地という名目にかくれて、個々の業者の利益

が丑覚されていることが多い。その最もよい例が二九年五月に衆院通過した、輸出振興法である。これは始め、かん詰業者の要求により、社会党代議士がかん詰の輸出に都合のよいように立法化したので、驚いた産業者はこれに對抗して改進黨の議員等に運動を依頼し、同業界の利益を代表する議員たちの原引の結果、現在行われている調整を、法的に確固したにすぎない無内容のものに落着いた。振興法という通りがよいが、あつてもなくても同じようなしるものである。

ヒキニ水爆実験の波紋

ヒキニ問題 二九年三月二四日、津津に入港した第五福竜丸(九九七)から強烈な放射能が発見された。漁夫のうち二名は東大病院に、残り二人は津津の病院に収容されたがこの事件は我が國の水産業の基礎をゆすぶり関係漁業者に大なる損害を与えたばかりでない。広島、長崎と二度の原子爆弾を浴び、未だに「魔の遺跡」として、原子病の犠牲者を出しつつある我が國民を、恐怖のどん底につき落した。特に問題は第五福竜丸が爆心地から百哩、アメリカの航行禁止区域から三五哩離れた地点での被害で、その爆発力いやがては人類のみならず地球上に使用される可能

性をもつるの強烈にある。事件発生当時日本國民が真に恐れたことが、九月二三日遂に事実となつてあらわれた。福竜丸の無機長であり、三月一日の水爆の被害にもつとも早く気づき、アメリカ軍によるスパイとしての拿捕される危険をさけるために直ちに船中諸置をとり、福竜丸の乗組員の信頼を集めていた久保山愛吾無機長が「放射能症」により死亡したのである。当初福竜丸の漁夫たちをスパイと呼んだアメリカは久保山氏の死亡をも、日本医学者の無能に備し、非難している。又水爆被害の日本政府の二五億に對して二・八億位しか補償しようせず、且つ日本及び全世界の人々の原・水爆兵器の禁止の叫びにもかかわらず、老年も再び太平洋において実験を行うことを繰り返して聲明し、日本政府も又水爆実験に協力することを繰返しのべている。然し、日本政府の水爆実験への協力として出来ることは、出来るだけ少く補償要求し水爆反対の声を上げることにある。然し政府のかかる努力にもかかわらず、水爆反対の決議をした果は、現在(九月三日)までに四〇都道府県、市は二六六市により、又反対署名運動は二九年九月末二二〇万人に上つている。ジャーネーブル會議により、世界の平和に對する希望が現實に大きな力となつて動き

出そうとしている今日、水爆問題をめぐるアメリカと日本政府の行動は、世界の平和を愛好する國々の中にあつて、ひとり孤立を齎めている。

水爆による漁業の被害 では漁業における水爆被害の実態について見よう。被災漁船は第五福竜丸のみでなく、その後一七隻、あわれ始め、三月には二隻、四月一七隻、五月八六隻、六月一六隻、七月七三隻、八月六二隻、九月五九隻である。八月に入つて被災漁船が急増し九月に入つても、四月ごろよりは多い。しかも輸出される魚体のカウンツは八、九月になるほど増大して来ている。東映後、日をたつているのに一向カウンツは減じていない。東映後日がたつたのはほとんどカウンツ数でも、半減期が長いのが残つてゐるから、危険なわけである。被災漁船は始めのうち、福竜丸の操業していた附近で捕獲した漁船から出ているが、四月一〇日頃に至るや、爆心地から千哩も離れたアイリッペン沖で操業していた第二福竜丸(一五九九)の船体と、漁獲物から放射能が発見され、水爆による汚染が広大な地域にひろがっていることが分つた。その後インド洋、ハワイ南方、ニューギニア東南方の海域に出現した漁船が、船体を汚染されて帰つて来るよう